

地域包括ケア研究会

- 地域包括ケアシステムのあり方や地域包括ケアシステムを支えるサービス等について具体的な検討を行うため、有識者をメンバーとする研究会を開催。
- 平成21年度老人保健健増進等事業により実施され、(三菱UFJリサーチ＆コンサルティング社) 平成22年3月に報告書とりまとめ
- メンバー
(1) 地域包括ケアに関する検討部会
天本 弘 医療法人天翁会理事長
金井 利之 東京大学大学院法医学政治学研究科教授
桜井 敏子 学習院大学法学院教授
高橋 錠士 立教大学教授
田中 達(座長) 慶應義塾大学大学院教授
本間 昭一 社会福祉法人沿風会認知症介護研究・研修東京センター長
名島 達也 日本テレビ報道局経済部 解説委員
森川 浩志 日本社会事業大学教授
森田 文明 神戸市高齢福祉部長

- (2) 地域包括ケアを支える人材に関する検討部会
池田 哲 聖母大学教授
省三 正彦 東京大学大学院法医学政治学研究科教授
澤田 信子 神奈川県立保健福祉大学教授
筒井 孝子 国立保健医療科学院福祉サービス部マネジメント室長
藤井 駿一郎 日本社会事業大学准教授
堤田 駿子 東京大学社会科学研究科准教授
前田 雅英(座長) 首都大学東京法科大学院教授

57

58

2. 2025年の地域包括ケアシステムの姿

上記に述べた「地域包括ケアの現状と課題を踏まえて、2025年に実現を目指すべき地域包括ケアシステムの姿(サービス提供体制の在り方、人材の在り方)」を描くと、以下の(1)・(2)のとおりとなる。

(1) 地域包括ケアを支えるサービス提供体制の在り方

○ 地域住民は住居の種別(団地、有料老人ホーム、グループホーム、高齢者住宅、自宅(持ち家、賃貸))にかかわらず、おおむね30分以内(日常生活圏内)に生活上の安全・安心・健康を確保するため多様なサービスを24時間365日を通じて利用しながら、病院等に依存せずに住み慣れた地域での生活を継続することが可能になっている。

(中略)

(医師との連携)

(中略)

(参考1: 認知症のケース)

認知症を有する者については、市町村によるスクリーニングが普及して早期発見・早期診断が可能となり、早期より適切な対応が行われる結果、BPSDの現れる頻度が少なくなっている。たとえばBPSDが出現しても、在宅あるいは施設において適切なケアと治療が提供され、延滞を改善する。自衛権喪失のBPSDに対しては入院治療を行い、改善策をみながら退院する。したがって、精神疾患への長期入院の問題は解消されている。身体合併症に対しても一般病院における認知症への対応能力が向上しており、必要十分な治療が受けられる。早期診断が普及した結果、早期から年度見直制度の活用が図られ、高齢者の算定が保たれる。

(高齢者住宅の整備確保)

かっては、利用者が施設のケア体制に合わせて転々と移動(例えば、一般入院に入院→度重なる入院→介護老人保健施設→自宅復帰→認知症によってグループホームへ変更して退所)・特別重課老人ホーム等に入所)を余儀なくされていたが、直面においても往々続けることが可能な在宅が整備された時代の高齢者の状況の変化に応じて必要なケアを効率的に組み合わせてサービスが付けて提供される。すなわち、「住まいど必要なケア」が利用者の状況の変化に応じて柔軟に組み合わせて提供できるようになっている。

を支える人材の在り方

(後略)

3. 地域包括ケアシステムの構築に向けた当面の改革の方向(提言)

(中略)

(1) 地域包括ケアシステムに関する検討部会における提言

② 地域包括ケアを支えるサービスの在り方

iv) 認知症支援

○ 敷居を越えて認知症を有する者の支援を実現するためには、早期の発見と治療が重要な基盤を持つことから、より簡便に認知症を見えるための指標を開拓するとともに、早期発見のメリットや病院受診の基準など、家族が適切に対応するためのガイドラインを作成して認知症の正しい理解の普及を図る。また、早期発見と治療、家族への相談・支援などを総合的・包括的に実施する。(地域アドバイザリーセンター・認知症及び地域のサービス資源の整備状況に応じたケアの提供スケジュール)を作成し、これを区域内の専門職が共有すべきではない。

○ 早期発見の的確な診察や治療、家族への相談・支援が行えるよう、認知症医療の中核となるべき「認知症医療センター」の次世代医療レベルでの医療提供とともに、「認知症サポート班」や「認知症に関する研修を受けたかかりつけ医」が生活圏で十分に確保され、これらの専門家が適切に在宅に提供されるよう、地域包括支援センターにおける認知症連携担当者の配置などにより認知症医療の連携のための仕組みを整える。

○ 量的にも質的にも不足している認知症対応に関する研修を一層充実し、認知症を有する者に適するすべての専門職が参加できるように研修機会を提供すべきである。また、認知症を有する者に軽度痴呆が生じた場合に適切な療養が提供されるよう、一般病棟における医療従事者の認知症看護に対する研修を行うとともに、これを実現するための医療サービスの整備費用も推進する。

○ 在宅、重度の認知症を有する者が必要な医療床ではない精神疾患・長期入院、入院せざるを得ない状況になつており、重度の認知症を有する者が必要な医療床の在り方について、専念に検討すべきである。

○ BPSDを抱えて入院した後、要成りて認知可能となった者は直接自宅に接するが良い場合、小規模な機能サービスを利用する。これは必ずしも既存施設には限らず地域に受け入れ、食事に助けるサービスにシフトさせるなど、在宅生活に慣れるうえでの助ける役割を果たす。広く全国に提供していくことが重要である。

○ 認知症を有する者の在宅生活を支える在宅サービス体系のあり方について現行のサービスにとらわれず、声かけ・説教・生活援助を含め検討していくべきである。

(後略)

精神保健医療福祉の更なる改革に向けて

(今後の精神保健医療福祉のあり方に関する検討会 平成21年9月24日とりまとめより抜粋)

○ 認知症患者は、急性期・慢性期の身体合併症を有する傾向が高いが、度重なる入院や介護老人保健施設(介護療養型を含む)等において対応するための被能や、実際に受け入れられる施設が十分でないとの指摘がある。

(3) 改善の具体像

① 入院治療の再構築・重点化

イ 認知症

○ 従来認知症高齢者の増加が予想されることや世帯構造の変化を踏まえ、平成22年度までのものとして現在行われている、認知症の有病率や認知症に関する医療・介護サービスの実態等に關する調査を早急に進めるべきである。

その上で、その結果等に基づき、認知症高齢者ができる限り地元・生活の場で支えるという観点や、認知症の専門医療機関の機能を更に明確化・重視化する所を踏まえ、精神疾患(認知症疾患)等や介護保健施設等の入院・入所能率等の必要量等を明確化すべきである。

○ 入院が必ず必要な認知症の場合は明確化した上で、BPSDや、急性期の身体合併症を作らう患者に対応できる、認知症医療センターの機能の充実・医療の促進を図り、これらの専門医療機関を確保するとともに、

① 認知症技術の体制の充実

② 身体合併症に対する対応の確保

等を行なうことが必要である。

○ その際、認知症高齢者の心身の状態に応じた適切な支援の提供を確保する。また、精神科の専門医療を推進させるために、入院治療を要しない者が入院を継続することのないよう、介護保健施設等の適切な環境を確保した生活の場の確保と適切な医療の提供、認知症に対応した外介疾患及び介護連携サービスの機能の充実について検討すべきである。

○ なお、生活の場の更なる確立に当たっては、今後の認知症患者の一層の増加に対応できる体制を確立する観点から、既存の施設に必要な機能を確保した上で、その添付を図るという観点も必要とされる。

○ また、あわせて、精神疾患の場では入院をする程ではないが、急性・慢性的の身体疾患のための対応能力の強化のための方策についても検討すべきである。

○ 急性期の身体合併症についても、度重なる入院を要する程ではないが、急性・慢性的の身体疾患のための対応能力の強化のための方策についても検討すべきである。

○ 認知症の身体合併症についても、患者の状態が変動すること踏まえ、精神疾患の場で入院が必要な認知症患者に対する精神科病院においても、身体合併症への一定の対応を行なうために必要な方策を検討すべきである。

○ 認知症に関する専門医療・地域医療を支える医療等の質的向上を図るとともに、認知症医療センター等における専門医療と、診療所等を含めた地域医療との連携の強化を図るべきである。

61

62

5. 改善の目標値について

(1) 今後の目標値に定位する考え方

○ その認識の下で、以下のとおり、具体的目標についても、施策の実際における改善管理に資するよう、統合失調症、認知症の入院患者数をはじめとして、施設の体系や、患者像(疾病、年齢等)の多様性も踏まえた適切な目標を掲げるべきである。

- 認知症については、平成22年度までのものにして現在行われている介護需要等、介護医療施設等の生活の場の更なる推進と介護医療サービスの供給の充実について検討を行い、適切な目標値を定めることとする。

(2) 今後の目標値について

1 新たな目標値(後期5か年の重点指標群において追加するもの)

2 認知症に関する目標値(例:入院患者数等)

平成22年度までに具現化する。